

首都高速道路株式会社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	2024年6月17日(月) 首都高速道路株式会社本社会議室		
委員	加藤 一誠(慶應義塾大学商学部 教授) 堀田 昌英(東京大学大学院工学系研究科 教授) 原澤 敦美(弁護士)		
審議対象期間	工事 2023年10月1日～2024年3月31日 調査・設計・物品 2023年 4月1日～2024年3月31日		
抽出案件	総件数 6件	(備考)	
工事	一般競争		2件
	指名競争		0件
	交渉合意		0件
調査・設計業務	2件		
物品製造等	2件		
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	特になし		

意見・質問	回答(説明を含む)
<p>【前回意見への対応】</p> <p>●意見等なし</p> <p>【契約手続きの運用状況等の報告】</p> <p>●意見等なし</p> <p>【抽出案件の審議】</p> <p>1. 一般競争 技術選抜設計承認方式 「(改)高速都心環状線(日本橋区間)高速6号向島線接続地区上部・橋脚・基礎工事」</p> <p>●これまでの技術提案評価方式等の既に実例があるものと比べて、今回の契約方式のメリット等を教えて下さい。</p> <p>2. 一般競争 施工能力確認方式 「(修)建物機械設備改修工事2023-2-1」</p> <p>●2者の応札者の入札金額に大きな差があり、そのうち予定価格を大きく超過した入札金額の理由は、どのようなことが考えられますか。</p> <p>3. 一般競争 公募型総合評価決定方式(業務体制確認タイプ) 「(改負)高速都心環状線(日本橋区間)一石橋橋台及び立坑仮設概算設計」</p> <p>●概算設計が終わった後、どのように設計を進めていくのかご説明ください。</p>	<p>本工事は、高速都心環状線仮受け工、高速1号上野線受替え工、高速6号向島線接続部更新工及び実施設計を行うものです。</p> <p>●ECIなどは先に1者を定めて実施設計を進めていき入札価格を決めますが、今回の方式は、2者の業者の技術提案を受け、実施設計を行い、2者による入札により価格の競争性も働くことで、コストと技術のバランスをとることが出来るものだと考えています。</p> <p>本工事は、首都高速道路株式会社箱崎社屋の空調設備更新工事を行うものです。</p> <p>●作業員の確保が厳しいことを反映した価格となっていると考えられます。特に、建築工事、電気工事は外注のため、影響が大きくなっていると考えられます。</p> <p>本業務は、高速都心環状線(日本橋区間)の更新に向けた一石橋下流側右岸橋台ならびに呉服橋付近における立坑仮設概算設計を行うものです。</p> <p>●実施設計付で本体工事の契約をしているので、今後は本体工事受注者と実施設計を進めていく予定です。</p>

意見・質問	回答(説明を含む)
<p>4. 企画競争 公募型プロポーザル方式(標準タイプ) 「(修費)首都高速道路橋梁健全度評価・診断等業務(2023年度)」</p> <p>●高度な技術を水平展開して、世の中の技術力の向上がされるような、そういう仕組みが大切だと思いますがいかがですか。</p>	<p>本業務は、首都高速道路全線を対象とした非破壊調査、応力計測及び FEM 解析を伴う橋梁の損傷調査及び健全度評価・診断等を行うものです。</p> <p>●国交省の新技术情報提供システム(NETIS)などで見られる開発された新技术を世の中に水平展開し、積極的に活用する取り組みは大事であると考えています。</p>
<p>5. 指名競争 公募型指名競争入札 「文書の電子化業務(2023年度)」</p> <p>●各社が参考見積を提出する時に高く見積もるといいうインセンティブが働くこともあるので注意が必要だと思いますがいかがですか。</p>	<p>本業務は、首都高速道路株式会社において紙媒体で保存管理している文書の電子化業務を行うものです。</p> <p>●来年度以降の予定価格の設定に当たっては、過去の見積時や入札時の価格との比較を実施するとともに、更に見積をとる者を増やすなど、より妥当な価格となるよう努めてまいります。</p>
<p>6. 指名競争 公募型指名競争入札 「お客さま情報データベース運用管理業務(2024年度)」</p> <p>●予定価格はどのように算定されましたか。</p>	<p>本業務は、首都高速道路株式会社が保有する「お客さま情報データ」について、ASP サービスを利用することにより、運用管理を行うものです。</p> <p>●予定価格の算定にあたり、見積もり作成を5者に依頼しましたが、うち4者は応じて頂けず、結果的に応じて頂いた1社の見積もりを参考に予定価格を算定しました。</p>

意見・質問	回答(説明を含む)
<p>(審議全体を通しての意見等)</p> <p>●案件1 競争性の担保が極めて重要な調達方式であるので、今後同種工事の発注があった場合は、複数者の応募を確保できるよう努められたい。</p> <p>●案件2 入札者間で入札価格に大きな開きがあった場合に状況を分析できるよう、継続して各応札者の入札行動を注視されたい。</p> <p>●案件3 意見なし</p> <p>●案件4 現時点においては調達手続きの適正性は担保されているが、長期的には競争参加者の拡大も図られたい。</p> <p>●案件5 業務の汎用化に伴い価格の適正性を注視されたい。</p> <p>●案件6 複数者から見積をとれるよう努力されたい。</p> <p>【苦情処理状況について】</p> <p>●案件なし</p> <p>【競争参加停止等運用状況について】</p> <p>●意見等なし</p>	